

違反対象物の

公表制度

運用開始
平成30年

4月1日~



柏市
KASHIWA CITY

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を柏市消防局のホームページで確認できる制度です。

公表の対象

特定防火対象物

(飲食店・百貨店・映画館・旅館・病院などの不特定多数の人が出入りする建物)



公表の対象となる違反内容



自動火災報知設備



スプリンクラー設備



屋内消火栓設備

これらの設備が消防法令上必要であるにもかかわらず、設置されていないもの。



柏市消防局のホームページから確認できます

サイト内検索

柏市消防局 公表制度



検索